

徳島県告示第五百十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和二年八月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

		指定介護予防サービス事業者	
株式会社エージングアシスト		徳島市住吉二丁目四番三三号	
		指定介護予防サービス事業を行う事業所	
福祉用具の店マザー		徳島市両国本町二丁目一六	
		サービスの種類	
特定介護予防福祉用具販売	介護予防福祉用具貸与	指定年月日	
同	一日	令和二年八月	